

平成28年度 第6回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成28年 9月28日 (水)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	平成28年 9月28日 午後 2 時 06 分 開 会			
	平成28年 9月28日 午後 4 時 18 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	眞栄田 昇	7 番	宮里 聡
	2 番	與那嶺 清	8 番	謝花 喜美
	3 番	與那嶺 司	9 番	玉城 卓
	4 番	田港 朝茂	10 番	米須 清和
	5 番	田場 盛喜	11 番	大竹 恭弘
			12 番	比嘉 真友
欠席委員番号	6 番	神谷 正		
議事録署名委員	1 番	眞栄田 昇	11 番	大竹 恭弘

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成28年度 第6回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>6番 神谷 正 (かみや ただし) 委員から欠席の届出がありましたが、委員は11名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、書記には高橋 弘子 (たかはし ひろこ) さん、議事録署名委員には、1 番 眞栄田 昇 (まえた のぼる) 委員、1 1 番 大竹 恭弘 (おおたけ やすひろ) 委員を指名します。
議 (日程第 2)	長	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、よって会期は本日 1 日間と決定します。
議 (日程第 3)	長	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局		(諸般の報告) 報告 1 後援及び後援団体リレー参加選手派遣方について (お願い) 報告 2 平成 2 8 年度第 2 回 沖縄県新規就農相談会 (1 0 / 2 3) 報告 3 第 2 8 回「ツール・ド・おきなわ 2 0 1 6」大会 レース実施に伴う交通規制への御協力について (お願い)
議 (日程第 4)	長	日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 34 号 非農地証明願いについて 議案第 35 号 農用地利用集積計画の意見決定について 以上です。 本日提案された議案第 3 2 号から第 3 5 号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが 1 1 件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
		休憩（現地調査） 午後 2 時 10 分 再開 午後 4 時 04 分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、3 条申請の内容を説明) 2～3 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可相当と思われます。 以上です。
議	長	ただ今、議案第 32 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第 32 号について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 4 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5 条申請の内容を説明)

	事務局による現地確認で、申請番号 1 番～2 番については、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、議案第 33 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第 33 号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 34 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 34 号「非農地証明願いについて」説明いたします。 お手元の資料 5 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、非農地証明の内容を説明) 以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否を求めます。以上です。
議 長	ただ今、議案第 34 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	ただ今、議案第 34 号について説明がありましたが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>議案第 3 4 号「非農地証明願いについて」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 3 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。なお、本議案には 3 番 與那嶺 司（よなみね つかさ）委員、7 番 宮里 聡（みやざと さとし）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 4 条の規定に基づく議事参与の制限により、與那嶺、宮里委員の 2 名には退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ 與那嶺、宮里委員 退席 ）</p> <p>委員が退席されましたので、議案第 3 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第 3 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 6 ページをお開き下さい。</p> <p style="text-align: center;">（議案書に基づいて、農用地利用集積計画の内容を説明）</p> <p>資料確認のため休憩をお願いします。</p>
議 長	それでは資料確認のため、休憩します。
	<p style="text-align: center;">休憩 午後 4 時 1 0 分</p> <p style="text-align: center;">再開 午後 4 時 1 5 分</p>
議 長	休憩前に引き続き再開します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>先ほど説明しました計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事はないと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>議案第 3 5 号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	（質疑なしの声あり）
議 長	議案第 3 5 号について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	議案第 3 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

	<p>議事が終了しましたので、委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(與那嶺、宮里委員 着席)</p>

